

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 76 号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

	大学教 育職給 料表適 用職員	指定職 給料表 適用職 員	特別職 給料表 適用職 員		特別職 給料表 適用職 員
別表第2備考以外の部分中		全 員	全 員	を	全 員
	4 級 の 職 務 に あ る 者				

に、「9級，8級及び7級」を「8級，7級及び6級」に改める。

附 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)